

# 答 申

諮問第143号

## 第1 審査会の結論

和歌山県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った、別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定（以下「本件処分」という。）は妥当でなく、本件開示請求の趣旨にかなう公文書を新たに特定した上で、改めて開示・非開示の決定を行うべきである。

## 第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成26年10月17日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る対象公文書を「和歌山県伊都郡九度山町椎出（赤瀬橋北詰）交差点（架け替え前）における交通規制に関する伊都振興局建設部との協議関連文書」と特定し、「保存期間経過による廃棄のため」との理由により非開示決定を行い、平成26年11月4日付け交規第233号で審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、平成26年11月11日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、本件処分を不服として、実施機関の上級行政庁である和歌山県公安委員会に対し審査請求を行った。

## 第3 審査請求の内容要旨

### 1 審査請求の趣旨

実施機関は、審査請求人の知りたい情報について十分に理解しているのであるから、今回情報隠しを行った平成25年4月24日付け交規第109号による協議文書等、審査請求人の開示請求

文書を勝手に変更せず、すべての情報を包み隠さず開示すべきである。

## 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

なお、審査請求人は、審査会における説明及び意見の陳述を行わなかった。

- (1) 本件開示請求は、和歌山県伊都郡九度山町九度山766番地に設置された前方5～15メートルの範囲内においてのみしか確認できず、かつ高所に設置された違反を誘発する極めて確認しづらい一時停止の標識について、和歌山県警察が、故意に違反を行っていない違反者が続出している状況を十分に把握していながら、本件現場を集中して違反者検挙のみを計画的に継続して行っていたことを立証するためのものである。
- (2) 平成26年10月28日の実施機関からの審査請求人に対する電話による確認に関して、審査請求人は、「そうです。」とは言っていない。開示請求書記載の通り、旧赤瀬橋には交通信号機は付いておらず、伊都振興局建設部と協議を行ったのは、新たに同じ場所に交通信号機の設置が為され架けられる赤瀬橋のことも含むのは当然のことである。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、審査請求に対する理由説明書及び審査会における説明並びに意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

### 1 対象公文書特定に至る経緯

本件公文書開示請求書に記載された地点については、これまで審査請求人から度々開示請求の対象とされた赤瀬橋北詰交差点における一時停止の標識が設置されていた地点と考えたが、赤瀬橋及びその付近の道路・交差点については、現在、道路管理者（和歌山県伊都振興局）により改良中であり、赤瀬橋についても架け

替えられていたことから、本件開示請求の公文書の特定にあたり、平成26年10月28日、警察相談課情報公開担当者により、電話にて審査請求人に対し、「これまでも請求のあった標識と同じか。」「旧赤瀬橋のことか。」と確認したところ、いずれも「そうです。」と申し立てたことから、架け替え前の旧赤瀬橋（以下「旧赤瀬橋」という。）の北詰交差点付近の交差点改良当時の道路管理者との協議文書であると判断した。

審査請求人の開示請求の理由は、審査請求人自身が一時停止違反とされた地点（旧赤瀬橋）の規制に対する情報公開であり、そもそも未来の道路協議に対する協議文書というものは必要があるのかという疑問があったが、たまたま工事が始まっていたので、架け替え後の赤瀬橋（以下「新赤瀬橋」という。）ではなく旧赤瀬橋に関する文書である旨を、念のため電話で確認した。

協議文書が何なのかということは、まずいずれの橋についての協議文書であるかを特定してから確認するので、「新赤瀬橋と旧赤瀬橋の両方があるが、両方欲しいのか」という尋ね方はしていない。

本件の公文書の特定に関しては、口頭での確認により、事実上の補正を得たと考えている。

## 2 本件処分について

旧赤瀬橋北詰における一時停止規制については、平成13年11月9日に県報掲載を行い、一時停止が必要な場所として告示していたことから、道路管理者との協議等については、それ以前に実施されていたことになり、協議関係文書の作成及び取得については、平成13年11月9日以前に行われたものと判断した。

よって、本件開示請求の対象公文書である道路管理者との協議関連文書については、公文書分類基準上、保存期間は5年であり、当該公文書が廃棄されていることを確認したので、「保存期間経過による廃棄」とする非開示決定を行った。

## 3 その他

審査請求と同日付けで、審査請求人から別件の開示請求があり、

当該開示請求では本件開示請求の内容に「本件開示請求は、当然、請求の趣旨から協議文書の存在しない解体前の赤瀬橋についてのものだけではなく、同現場に新設される赤瀬橋についての情報も含む。」と追加されていたので、新赤瀬橋の協議に係る文書を特定し、平成26年11月28日付けで部分開示決定を行っている。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

### 2 本件開示請求対象公文書の内容及び特定の妥当性について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであるが、実施機関は、審査請求人に対して電話による口頭確認を行い、対象公文書を「和歌山県伊都郡九度山町椎出（赤瀬橋北詰）交差点（架け替え前）における交通規制に関する伊都振興局建設部との協議関連文書」と特定した上で、保存期間経過による廃棄のため、非開示決定を行ったと主張する。一方で、審査請求人は、実施機関からの電話で「そうです」とは言っておらず、開示請求書記載のとおり、請求対象に新赤瀬橋のことを含むのは当然であり、対象公文書があるのに情報隠しをしている、と主張している。

そこで、当審査会は、本件開示請求の公文書の特定の妥当性について以下のとおり判断する。

- (1) 実施機関は、これまでの経緯及び口頭確認から、本件開示請求に係る対象公文書は旧赤瀬橋に関する文書であると判断した

旨主張するところ、実施機関が行った審査請求人への電話確認における審査請求人の応答内容について、実施機関と審査請求人双方の主張は異なっており、事実関係は不明である。

(2) しかしながら、和歌山県警察の情報の公開に関する規則（平成13年和歌山県公安委員会規則第9号）第2条第3項において「条例第6条第2項の規定による補正の求めは、補正通知書（別記様式第2号）により行う。」と規定されていることから、手続的には、補正の求めは補正通知書により公文書で行う必要がある。実施機関は、本件の公文書の特定に関しては、口頭での確認により、事実上の補正を得たと考えている旨説明するが、書面によらない口頭確認はあくまでも便宜的な行為に過ぎず、正式な補正の手続を行ったとは言えない。

(3) また、本件開示請求書において、新赤瀬橋又は旧赤瀬橋の記載は無く、その文言からは、和歌山県伊都郡九度山町九度山766番地における交通規制の必要性について協議を行った理由が分かる文書を請求している趣旨と解され、新赤瀬橋及び旧赤瀬橋の地点はともに和歌山県伊都郡九度山町九度山766番地であることから、新赤瀬橋を除くことが当然とまでは言えない。

さらに、新赤瀬橋における交通規制の必要性についての協議文書において、旧赤瀬橋の交通状況等が記載されている可能性も否定できないと思料されることから、本件開示請求の対象については、旧赤瀬橋に関する公文書に限定せずに、むしろ新赤瀬橋に関する公文書も含めて広く捉えるべきであったと考える。

(4) したがって、実施機関は、開示請求の趣旨にかなう、公文書を新たに特定した上で、改めて開示・非開示の判断を行うべきである。

### 3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成26年 12月 4日	○諮問（実施機関）
平成26年 12月 19日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成27年 1月 9日	○審査請求人からの意見書を受理
平成28年 2月 1日	○審議
平成28年 2月 9日	○実施機関からの説明資料を受理
平成28年 2月 17日	○審議
平成28年 3月 1日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成28年 4月 26日	○審議
平成28年 5月 24日	○審議
平成28年 6月 7日	○審議

【別紙】

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成26年10月17日	和歌山県伊都郡九度山町九度山766番地の一時停止の標識がある地点において、交通信号機等交通規制の必要性があるとして伊都郡振興局建設部と協議を行った理由が分かる情報。(但し、内部文書である協議文書等も含む。)